

広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する条例

広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例（平成十九年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「市町が」の下に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）第一条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。